

6 水管 第 3636 号
令和 7 年 3 月 18 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（する
めいかの別紙 2 の変更）について（諮問第 469 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において適用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(別紙2-12 するめいか) 第1～3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1～3 (略) 4 漁獲可能量の算定方法 (1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年（2025年）から令和9年（2027年）までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。 ① するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3 (1)の漁獲圧力を乗じた値 ② するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3 (2)の漁獲圧力を乗じた値 (2) <u>(1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。</u> 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、次の(1)から<u>(4)</u>までに定めるところにより配分する。	(別紙2-12 するめいか) 第1～3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1～3 (略) 4 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年（2025年）から令和9年（2027年）までは、次の<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。 (1) するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3 (1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3 (2)の漁獲圧力を乗じた値 (新規) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略) 4 国の留保からの配分について 国の留保分については、<u>各都道府県に対しては次の(1)から(3)までに定めるところにより、大臣管理区分（漁獲制当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対しては次の(3)に定めるところにより配分する。</u>

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

一の都道府県又は一の大管管理区分（数量を明示したものに限る。以下4において同じ。）において次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）を経過した場合には、都道府県にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大管管理区分にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該大管管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大管管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。

① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日

② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

令和6管理年度においては、原則として、各都道府県に対しては次の(1)、(2)及び(4)に定めるところにより、大管管理区分に対しては次の(2)、(4)及び(5)に定めるところにより配分する。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日。（(2)において「基準日」という。）を経過した場合には、(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値

- 3 -

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) 一の都道府県又は一の大管管理区分であって(2)に定める期間予測漁獲量を速やかに算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県にあっては当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の25パーセントの数量を、大管管理区分にあっては当該管理年度における当初の当該大管管理漁獲可能量の25パーセントの数量を配分する。

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(新規)

- 4 -

① <u>漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日</u> ② <u>国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日</u> (4) (1)及び(3)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。 (削る。) (削る。)	(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。 (4) <u>当該管理年度における我が国全体の漁獲量の総量の当該管理年度の漁獲可能量から当該管理年度当初の国の留保を除いた数量（以下この別紙において「当初配分量」という。）に占める割合が70パーセントを超えることが見込まれる場合であって、農林水産大臣が必要と認める場合には、最新の資源調査の結果を踏まえつつ、過去の漁獲実績等を考慮した当該管理年度末までに予測される漁獲量と当初配分量との差を上限に配分する。</u> (5) <u>当該管理年度における8月末日までの我が国全体の漁獲量の総量の当初配分量に占める割合が35パーセントを下回る場合であって、一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた場合には、当該大臣管理区分における令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値と当該大臣管理漁獲可能量の差を上限に、次の①及び②に定めるところにより配分する。</u> ① <u>当該大臣管理区分における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下</u>
---	--

- 5 -

第7～9 （略）	<u>回っている場合にあっては、当該配分を行った日）(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。</u> ② <u>①に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。</u> 第7～9 （略）
-----------------	---

- 6 -

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 7 年 3 月
水 産 庁

- 第 1 今回の変更事項
「別紙 2－12 するめいか」における国の留保からの配分方法等の変更について
- 第 2 今後のスケジュール
4 月上旬から中旬：官報掲載

1 変更の趣旨

- (1) するめいかについては、令和6年度に開催された資源管理方針に関する検討会において、最新の資源評価に基づき資源管理の目標案や漁獲シナリオの案等が議論され、資源管理基本方針別紙2-12及び同別紙4-3の変更の方向性がとりまとめられた。これを受け、資源管理基本方針別紙2-12の変更（国の留保からの配分に関連する規定を除く。）の案及び同別紙4-3の変更の案が令和7年2月の水産政策審議会第135回資源管理分科会において了承された。
- (2) また、資源管理基本方針別紙2-12の国の留保からの配分に関連する規定に関し、検討会において「TACの内訳（当初配分＋留保）と留保からの配分ルールは、令和7年1月下旬のTAC意見交換会に向けて数量明示配分の大管管理区分及び道県の関係者と調整する。」とされたことを受けて関係者で調整が行われた結果、以下の内容が合意された。なお、この内容は2月4日に開催されたTAC意見交換会において公表されている。
- ① 予め資源管理方針に定めたルールに基づく配分（75%ルール）
 - ・ 数量が明示された各大管管理区分、道県への留保からの配分は、75%ルールにより行う。
 - ・ ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合には、この限りではない。
 - ・ 留保からの配分に係る漁獲により、過去3年（令和3～5管理年度）の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和10管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。
 - ② 期間別の留保からの配分数量の合計の上限
管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、8月末日までに留保から配分する数量の合計の上限は、当初の留保数量の半分とする。
 - ③ 数量が明示された各大管管理区分、道県へ一度に留保から配分する数量の上限（※留保からの配分を繰り返し行うことは可能）
留保から配分された数量の多くが未消化となることを防ぐ観点から、一度に留保から配分する数量は、期間予測漁獲量とその時点の配分量との差又は当初配分量の半分のうちいずれか小さい数量とする（日別漁獲量が把握できない場合は、当初配分量の25%とする）。
- (3) 上記を踏まえ、資源管理基本方針別紙2-12のうち、国の留保からの配分に関連する規定について所要の変更を行う。
- (4) その他、「良好な加入」が発生していると農林水産大臣が判断する場合は、速やかにTACの数量変更に係る手続を行うとする資源管理基本方針別紙2-12の規定に関して、TACに追加した数量は留保に一旦繰り入れることとし、所要の変更を行う。

2 変更の概要

別紙のとおり。

(以上)

変更後	変更前
(別紙2-12 するめいか)	(別紙2-12 するめいか)
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 漁獲シナリオ 1～3 (略)	第4 漁獲シナリオ 1～3 (略)
4 漁獲可能量の算定方法 (1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。 ① するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 ② するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値 (2) (1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。	4 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。 (1) するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値 (新規)
第5 (略)	第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略)	第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1～3 (略)
4 国の留保からの配分について	4 国の留保からの配分について

1

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところによりにより配分する。 <u>管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする(第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあつては、当該上限は適用しない。)</u> ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。 (1) 配分の時期及びその方法 一 都道府県又は一 大臣管理区分(数量を明示したものに限る。以下4において同じ。)において次の①又は②に掲げる日(2)において「基準日」という。)を経過した場合には、都道府県にあつては(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大臣管理区分にあつては(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。 ① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日 ② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日 (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のう	国の留保分については、各都道府県に対しては次の(1)から(3)までに定めるところにより、大臣管理区分(漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。)に対しては次の(3)に定めるところにより配分する。 令和6管理年度においては、原則として、各都道府県に対しては次の(1)、(2)及び(4)に定めるところにより、大臣管理区分に対しては次の(2)、(4)及び(5)に定めるところにより配分する。 ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。 (1) 配分の時期及びその方法 一 都道府県(数量を明示したものに限る。)における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日(国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日。(2)において「基準日」という。)を経過した場合には、(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。 (2) 期間予測漁獲量の算出式 期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のう
---	--

2

ち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値</u> ② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値 イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値 ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値</u> ⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値 (3) <u>一の都道府県又は一の大臣管理区分であって(2)に定める期間予測漁獲量を速やかに算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県にあっては当該管理年度に</u>	ち、いずれか大きい値により算出する。 ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで <u>実績値</u> ② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値 イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値 ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで <u>実績値</u> ⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値 (新規)
---	---

3

<u>における当初の当該都道府県別漁獲可能量の25パーセントの数量を、大臣管理区分にあっては当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の25パーセントの数量を配分する。</u> ① <u>漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日</u> ② <u>国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日</u> (4) (1) 及び(3)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。 (削る。) (削る。)	(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。 (4) 当該管理年度における我が国全体の漁獲量の総量の当該管理年度の漁獲可能量から当該管理年度当初の国の留保を除いた数量（以下この別紙において「当初配分量」という。）に占める割合が70パーセントを超えることが見込まれる場合であって、農林水産大臣が必要と認める場合には、最新の資源調査の結果を踏まえつつ、過去の漁獲実績等を考慮した当該管理年度末までに予測される漁獲量と当初配分量との差を上限に配分する。 (5) 当該管理年度における8月末日までの我が国全体の漁獲量の総量の当初配分量に占める割合が35パーセントを下回る場合であって、一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた場合には、当該大臣管理区分における令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値と当該大臣管理漁獲可能量の差を上限に、次の①及び②に定めるところにより配分する。 ① 当該大臣管理区分における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量
--	---

4

第7～第9（略）	との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。 ② ①に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。 第7～第9（略）
-----------------	---